



平成28年6月30日

各 位

会 社 名 神戸発動機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 道生
(コード番号 6016 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 森山 敬之
(TEL078-949-0800)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、近畿財務局に提出いたしました平成28年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.開示すべき重要な不備の内容

当社は、以下に記載した財務報告に係る内部統制の不備が、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

平成28年3月期決算監査において、監査法人からの指摘により受注損失引当金の計上金額に誤りがあることが判明いたしました。

今回の不備は、受注損失引当金の見積り額の誤りであり、受注損失引当金計上プロセスにおいて、当事業年度末における内部統制の運用状況が十分に機能していなかったことに起因しております。

2.事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

3.開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、受注損失引当金計上プロセスにおけるチェックリストの活用、見積り基礎資料のチェック体制の強化などの再発防止策を講じ、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

4.財務諸表等に与える影響

今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、平成28年3月期の有価証券報告書に反映させており、当該財務諸表等に与える影響はありません。

5.財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上